

## 第 8 章 給水工事承認済証

## 第 8 章 給水工事承認済証

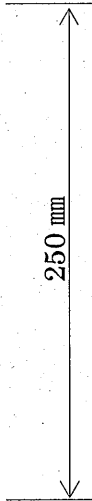
### 第 1 節 給水工事承認済証

無届工事，無指定工事業者や無資格者による施工は，給水装置の安全や衛生面において重大な問題を生じさせるおそれがある。その防止対策として，「給水工事承認済証」を工事場所に掲示することによって，許可済みか否かを区別し，違反工事をなくするとともに，施工責任を明確にすることを目的として，工事場所に図 8-1 に示す「給水工事承認済証」を原則として掲示しなければならない。

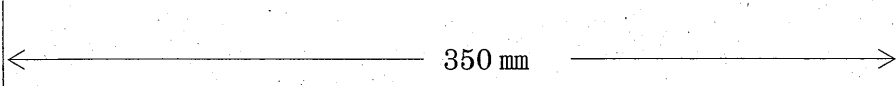
- 1 仮設工事，新設工事，改造工事等の給水装置工事ごとに掲示すること。
- 2 掲示期間は，給水装置工事の着手から竣工までの期間とする。
- 3 掲示場所は，工事場所のうち外部から見やすい位置とし，掲示期間中風雨等で亡失又は破損しないよう適切な措置を講じておくこと。
- 4 「給水工事承認済証」は，管理者の工事許可と同時に効力を生ずるものとする。
- 5 指定工事業者は，「給水工事承認済証」に次の事項を記入すること。
  - (1) 指定工事業者名及び連絡先
  - (2) 現場担当主任技術者
  - (3) 工事申込者名
  - (4) 工事場所の所在地

図 8-1 給水装置工事承認済証

高知市上下水道局給水装置工事承認済証				
許 可 番 号		新 設	改 造	仮 設
許 可 日	平成 年 月 日			
指定工事事業者	電話			
工 事 場 所	高知市			
申 込 者				
主 任 技 術 者				



250 mm



350 mm